

経税部
だより

税務調査をめぐる国税庁の変化

情報化と人材、そして形式要件主義の波

税理士 疋田 英司

はじめに

近年、日本の税務行政、特に税務調査のあり方が大きな転換期を迎えている。税務調査の現場においては、マイナンバー制度の導入による情報量の飛躍的な増大、AI技術の活用、さらには新型コロナウイルス感染症の影響による人材育成の遅れや人員不足、そして税務行政そのものの形式要件主義への傾倒など、多岐にわたる変化が顕著である。国税庁はこれらの変化に対応するため、様々な取り組みを進めていることが、大阪国税局の「令和6事務年度7月期の全管税務署長・副署長会議資料」（行政文書開示資料）からも見て取れる。

本稿では、これらの変化が税務調査のあり方にどのような影響を与え、国税庁が今後直面するであろう課題と展望について考察する。

1. マイナンバーとAIがもたらす情報量の増大と税務調査の変容

マイナンバー制度の導入は、国税庁が把握できる納税者の情報量を劇的に増加させた。銀行口座情報、不動産登記情報、証券取引情報など、これまで個別に収集する必要があった情報がマイナンバーを基軸として紐付けられ、効率的に集約されるようになった。これにより、国税庁は納税者の資産状況や経済活動をより包括的に把握することが可能となり、調査対象の選定精度が飛躍的に向上した。

さらに、この膨大な情報を分析するためにAI技術の活用が進められている。国税庁は、ICT支援ルームにおいて会計ソフトの復元・加工、紙帳票のデータ化、外国語資料の翻訳、削除されたデータの復元、メールデータ等の効率的な解析、スマートフォンのバックアップデータの解析など、ICT調査の支援を行っており、特に事務用モバイルを活用した翻訳ロボット等の有効活用を推進している。また、機械学習等の高度な分析手法によるデータ分析に基づき業務上の判断を行う職員に対し、統計学、機械学習の基礎知識、BIツールに係る基本的な操作スキルを習得させる「データリテラシー・スタンダードレベル研修」を実施している（図1・2）。これらの取り組みは、AIが単なるスクリーニングツールとしてだけでなく、個別の事案におけるリスク評価や証拠収集の補助など、より高度な判断にも関与していく可能性を秘めていることを示唆している。

図1

○ ICT支援ルームの活用	総務部
- ICT支援ルームは、会計ソフトの復元・加工等、紙帳票のデータ化、外国語資料の翻訳、削除されたデータの復元、メールデータ等の効率的な解析、スマートフォンのバックアップデータの解析など、ICT調査の支援を行っているので積極的に活用 - 特に、事務用モバイルを活用し、調査・徴収先から利用できる翻訳ロボット等を有効活用 - ICT支援ルームで行う支援内容の詳細については、eラーニングで紹介動画を掲載しているので署内研修等で積極的に活用 実地・リモートによる説明会も実施（要事前予約）	

図2

○ データリテラシー・スタンダードレベル研修	総務部
- 目的 機械学習等の高度な分析手法によるデータ分析の結果を基に業務上の判断等を行う職員が、統計学及び機械学習に係る基礎的な知識並びにBIツールに係る基本的な操作スキルを習得 - 対象者 別途連絡 - 受講期間 令和6年7月下旬 ～ 令和6年9月30日（月） - 実施方法 eラーニング（1.0日）	

出典）大阪国税局「令和6事務年度7月期全管税務署長・副署長会議資料」（2025.7.29開催）

この情報量の増大とAI活用は、従来の税務調査が「勘と経験」に頼る部分が大きかった時代から、データに基づいた科学的な調査へと移行していることを示している。納税者側から見れば、これまで以上に透明性の高い情報管理と正確な申告が求められる時代が到来したと言えるだろう。

2. コロナ禍が露呈させた人材育成の遅れと国税庁の人材不足

一方で、国税庁は深刻な人材育成の遅れと人員不足という課題に直面している。新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、国税庁の業務にも大きな影響を

与えた。対面での研修やOJTが制限され、若手職員の税務調査における実践的な経験を積む機会が減少した。税務調査は、単に法令を適用するだけでなく、納税者との対話や交渉、証拠の収集と分析といった多岐にわたるスキルが要求される。これらのスキルは、実践を通じてしか十分に習得できない側面が強い。

人材育成の遅れと人員不足は、今後の税務調査の品質低下を招くリスクを孕んでいる。AIによる効率化が進む一方で、複雑な事案やグレーゾーンの判断においては、個々の調査官の能力が結果を大きく左右するため、人材確保と育成は国税庁にとって喫緊の課題と言える。これを補うため形式要件主義の傾向を強めている。

3. 税務行政の形式要件主義への変化と税法の構造的課題

近年の税務行政は、「形式要件主義」への傾倒が顕著になっている。これは、実質的な経済活動よりも、書類上の記載や手続きの不備といった形式的な要件を重視する傾向を指す。この背景には、複雑化する経済取引や多様な税務スキームに対応するため、画一的な判断基準を設けることで行政効率を高めたいという思惑があると考えられる。この結果、柔軟な事案対応の困難さや納税者との信頼関係の希薄化を招くことになりま

す。具体的な例としては、消費税のインボイス制度が挙げられる。インボイス制度は、その形式的な要件を満たさないだけで納税者が不利益を被るケースが散見される。税務調査においても、実態よりも書類の不備を指摘されることで、納税者が不当に追徴課税を受けるリスクが高まる。

この形式要件主義の背景には、日本の税法が抱える構造的な課題がある。日本の税法は、しばしば「財務省への委任規定」を利用しており、税法の詳細な判断基準が国会の議決ではなく、財務省令や通達によって定められることが多い。これにより、税法の解釈や運用が、国民の代表機関である国会ではなく、行政機関である財務省の裁量に大きく委ねられることとなる。

税務調査において、単なる形式的な不備を指摘するのではなく、納税者の実態に即した公正な判断が下されるためには、この税法の構造的な問題にも目を向ける必要がある。

結 論

税務調査をめぐる国税庁の変化は、情報技術の進化と社会情勢の変遷、そして税法そのものの構造的課題が複雑に絡み合って生じている。マイナンバーとAIによる情報量の増大は、税務調査をより効率的かつ科学的なものへと変革する可能性を秘めている一方で、人材育成の遅れ、人員不足は、運用の質の維持・向上にとって大きな足かせとなっている。さらに、税務行政の形式要件主義への傾倒と、税法における財務省への委任規定は、納税者の権利保護や公平な税務行政の実現に課題を投げかけている。

これらの変化を踏まえ、納税者が税務調査対策として講じるべきことは多岐にわたる。

まず第一に、国税通則法に定める調査手続きや人権規定を正確に理解することが不可欠である。税務調査は税務職員の強権的な行為ではなく、法律に則った手続きを踏むことが義務付けられている。適正手続を確認する姿勢が重要となる。

第二に、近年顕著な現実離れした形式要件主義にも問題があることを指摘する視点を持つべきである。財務官僚はインボイス制度導入初期に自販機の住所の記載義務を定めた。さすがに、しばらくしてこの規定は撤回されたものの、実務を知らない官僚が作る形式要件が存在することに注意しなければならない。

最後に、国税庁がAI活用を推進する中で、AI判断に盲従し強権的な税務調査を行いかねない職員が存在することにも注意を払う必要がある。AIはあくまでツールであり、その分析結果は過去のデータに基づいているため、個別の事情や新たな取引形態に対応しきれない場合がある。また、元データが誤っている場合もある。デジタル化が進行している国では、誤ったデータにより更正処分を受け、多額の滞納税額が差し押さえされる事件が起こっている。

これらの課題を克服し、納税者の信頼を維持する税務行政を構築することが、これからの税務行政に求められる課題である。そして納税者自身も、変化する税務行政の現状を監視し、自身の権利を守るための知識と準備を怠らないことが、適正かつ公平な社会の実現に繋がると考える。

（終わり）